

社会福祉法人手をつなぐ会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人手をつなぐ会の役員、評議員、評議員選任・解任委員、運営協議会委員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等報酬の適用の基準と支給額)

第2条 非常勤の理事のうち、特に理事会において任務を定めた理事には月額3万円の定額とし毎月25日に支給する。ただし25日が休日(国民の祝祭日)、土曜日又は日曜日にあたるときは、順次繰り上げた日とする。

2 施設の職員を兼ねる役員については、当法人の給与規程を適用し役員報酬は支給しない。

3 前各号以外の役員に対する報酬は次に定める額とする。

- (1) 理事会に出席した場合、1回当たり3,000円を支給する。
- (2) 評議員会に出席した場合、1回当たり3,000円を支給する。
- (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合、1回当たり3,000円を支給する。
- (4) 監事が監査を行った場合、1回当たり3,000円を支給する。
- (5) 運営協議会に出席した場合、1回当たり2,000円を支給する。

(改正)

第3条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成30年3月29日より適用する。

社会福祉法人手をつなぐ会役員等報酬および費用弁償規程は平成30年3月28日限り廃止する。